

工事等の発注および指名業者等の選考に関する基準の留意事項

〔平成 6 年 4 月 1 日 総農第 399 号、監第 337 号〕
改正〔平成 7 年 5 月 15 日 総農第 671 号、監第 512 号〕
〃〔平成 13 年 3 月 30 日 農政第 628 号、監第 403 号〕
〃〔平成 13 年 4 月 27 日 農政第 1053 号、監第 612 号〕
〃〔平成 15 年 4 月 23 日 監第 622 号〕
〃〔平成 15 年 6 月 2 日 土管第 18 号〕
〃〔平成 17 年 4 月 18 日 土管第 575 号〕
〃〔平成 17 年 6 月 27 日 土管第 876 号〕
〃〔平成 18 年 4 月 28 日 土管第 517 号〕
〃〔平成 20 年 4 月 1 日 農振第 332 号、土管第 286 号〕
〃〔平成 21 年 2 月 27 日 農振第 207 号、土管第 151 号〕
〃〔平成 25 年 5 月 1 日 土管第 429 号〕
〃〔平成 25 年 8 月 14 日 土管第 687 号〕

1 工事等の発注および指名業者等の選考に関する基準（以下「基準」という。）第 2 について

- （1）十号について、嶺南振興局にあっては、当該工事施工地係に応じて二州地域（敦賀市、三方郡および三方上中郡のうち旧三方町の地域をいう。）または若狭地域（小浜市、遠敷郡、大飯郡および三方上中郡のうち旧上中町の地域をいう。）の区域とする。
- （2）十号について、農林総合事務所にあっては、当該工事施工地係を管轄区域とする土木事務所の管轄区域に合わせて、当該管轄区域を細分化することができる。

2 基準第 4 について

- （1）四号イ）（3）に掲げる「良否」については、工事検査評点結果に基づき判断するものとする。
- （2）同号ロ）（2）およびト）（1）、（2）については、各関係機関から福井県知事に対し、要請・通知・指導等があった場合は、土木管理課から各発注機関にその旨通知することとし、その通知により確認を行うこと。
- （3）同号ロ）（3）について、経営状態が著しく不健全である場合は、指名停止および指名除外に至らない場合でも十分に注意すること。

3 基準第 6 について

- （1）一号イ）の大規模工事とは、別表 1 に定める金額以上の工事とする。（ただし、県内に営業所を有する業者に限る）
- （2）二号に掲げる用語の意義は、次に定めるところによる。
 - ア 当該工事の施工地係
当該工事が現に施工されている現場を含む地係（字）をいう。（工事の規模により複数の字にまたがる場合がある。）
 - イ その周辺
 - （ア）当該地係を含む市町ごとに定められた一定の地区・地域
〔（a）同一生活圏 （b）小学校単位 （c）旧町村単位〕
 - （イ）（ア）に隣接する地区・地域

(ウ) 町にあっては行政区域内（市にあっては（イ）までとする）

ウ 等

小規模工事が将来行われる大規模工事に直接関連するため、上位の業者を選定する必要があると認められるときに限る。

エ 優良

前年の工事検査評点（または過去の工事検査評点の平均点）が70点以上であること。

(3) 三号に掲げる用語の意義は、次に定めるところによる。

ア 継続して発注する一連の工事

(ア) 主として請け負った工事と密接不可分の関係にある工事。

[1等級上級または1等級下級の者を選考できる。]

(工事の例)

a 既設の設備等と密接不可分の関係にある工事

b 当初予期しなかった事情の変化等により必要となった追加工事。

c 本体工事と密接に関連する付帯工事

d 前工事と後工事とが一体の構造物（一体の構造物として完成してはじめて機能を発揮するものに限る。）の構築等を目的とする工事。

e 前工事と後工事が密接な関係にありかつ前工事で施工した仮設備が引き続き使用される後工事。（ただし、本体工事の施工に直接関連する仮設備であって当該後工事の安全・円滑、適正な施工に重大な影響を及ぼすと認められるもの）

(イ) 施工済（中）の工事に隣接した場所の工事で、現に施工した（中）の業者を指名することが有利または適当な工事。（近接工事の間接費等（共通仮設費・現場管理費・一般管理費等）の調整が可能）

[1等級上級または1等級下級の者を選考できる。]

(ウ) 長期的全体計画のもとに進められる工事で、隔年度により請負工事金額が増減するが、技術的な水準を維持するため、一定水準に格付けされた建設業者によることが望ましい工事。

[1等級上級の者を選考できる。]

イ 優良

(2) エに同じ。

(4) 四号の「必要がある場合」とは、指名回数、受注回数を総合的に判断し、2等級にわたる選考が適当と認められるとき。ただし、別表2に定める運用許容額の範囲内であること。

(5) 五号の特殊工事の内容と例示は別表3のとおりとする。

別表1 大規模工事基準額

土木一式工事	100,000 千円
建築一式工事	200,000 千円
電気、管、鋼構造物、ほ装、とび・土工・コンクリート （その他）の各工事	50,000 千円
その他の工事	20,000 千円

別表 2 運用許容額

業種 等級	土木一式工事	建築一式工事	電気、管、鋼構造物 の各工事	ほ装工事
A				
	30,000 千円以上	50,000 千円以上	10,000 千円以上	2,500 千円超
B	45,000 千円未満	200,000 千円未満	30,000 千円未満	10,000 千円未満
	10,000 千円以上	10,000 千円以上	2,500 千円超	
C	30,000 千円未満	50,000 千円未満		
	2,500 千円超	2,500 千円超		
D				

別表 3 特殊工事の内容と例示

トンネル工事 (照明設備以外の設備工事を含む。)	隧道工事およびその内部設備工事(照明設備工事を除く。)
橋梁上部工事(ＰＣ橋・鋼橋(補修を含む。))に限る。)	橋梁上部工事(ＰＣ橋・鋼橋に限る。)
ほ装工事	道路ほ装工事、農道ほ装工事、林道ほ装工事
大型ダム工事(基礎処理を要する工事または堤高 15 m 以上の工事に限る。)	治水および多目的ダム本体工事、ダム工事(基礎処理を要する工事または堤高 15 以上の工事に限る。)
推進およびシールド工事	推進工事
基礎工事(特殊工法に限る。)	橋梁下部工事(特殊基礎を要する工事に限る。)、大口径ボーリングによる杭建込工事、ニューマチックケイソン工事
地盤改良工事(特殊工法に限る。)	軟弱地盤対策工事
法面処理工事(吹付およびアンカー工等に限る。)	モルタルおよびコンクリート吹付工事、アンカー工事
ボーリング・グラウト工事(薬液注入を含む。)	ボーリングおよびグラウト工事
地下水排除およびさく井工事	地下水排除工事(集・排水ボーリング、集水井)
海上輸送を伴う工事(水中・海中工事および防波堤等を含む。)	離岸堤工事(据付作業を伴うものに限る。)、防波・消波堤工事、廃棄物処理護岸工事、岸壁・物揚場工事、養浜工事、しゅんせつ工事、けい船浮標工事、海底軟弱地盤改良工事、大型魚礁設置工事、人口礁漁場造成工事、大規模増殖場造成工事、養殖場造成工事
鉄道に隣接する工事	鉄道に隣接して行う道路工事等
機械設備工事(自動堰、水門、ポンプ、ダム放流設備、制御装置等)	自動堰(上部工に限る。)、水門工事、ポンプ工事、ダム管理設備工事、ゲートバルブ放流管工事、荷役機械等設備工事、自動制御施設工事(水管理)
特殊建築工事	特殊な構造の建築物、特殊な工法の耐震補強工事
建築に伴う特殊設備工事	温室等特殊構造物建設工事、プール工事、浄化槽工事、エレベーター工事、大型建築設備の中核に関連する改修工事等大型および特殊な設備工事(改修工事を含む。)
特殊解体工事	解体工事(特殊工法に限る。)

山腹工事(落石防止工事または法枠工、枠組工、棚工等、多岐にわたる工種を組み合わせた工事に限る。)	治山工事
ため池工事	ため池工事
ほ場整備工事（面的工事に限る。）	ほ場整備工事
暗渠排水工事（水田、畑に限る。）	暗渠排水工事
パイプライン工事（水田、畑に限る。）	パイプライン工事
発電所工事	発電所の水車工事（入口弁、调速機、油圧装置を含む。）、風車工事、発電機工事（励磁装置を含む。）、送電設備工事（特別高電圧に限る。）、監視制御設備工事、水圧鉄管路工事、細密分解点検等の改修工事